

四日市市告示第470号

四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年9月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金交付要綱（平成21年四日市市告示第489号）の一部を改正する要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、大学等研究機関、各種商工団体又は産学連携の推進を目的とする組織が、企業のニーズと大学等研究機関が有するシーズ（顧客のニーズに対して、新しく開発、提供する特別の技術や材料をいう。）とのマッチングを目的として開催するセミナー（以下「研究開発マッチングセミナー」という。）について、必要な経費の一部を補助することにより、産学又は産業間で連携して行う新製品・新技術の研究開発を促進し、新たな連携に基づく地域産業の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(対象事業)</p> <p>第2条 補助対象は、大学等研究機関、各種商工団体又は産学連携の推進を目的とする組織が開催する研究開発マッチングセミナーで、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、大学等研究機関、各種商工団体又は産学連携の推進を目的とする組織が、企業のニーズと大学等研究機関が有するシーズ（顧客のニーズに対して、新しく開発、提供する特別の技術や材料をいう。）とのマッチングを目的として、市内で主催するセミナー（以下「研究開発マッチングセミナー」という。）について、必要な経費の一部を補助することにより、産学又は産業間で連携して行う新製品・新技術の研究開発を促進し、新たな連携に基づく地域産業の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(対象事業)</p> <p>第2条 補助対象は、大学等研究機関、各種商工団体又は産学連携の推進を目的とする組織が市内において開催する研究開発マッチングセミナーで、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p>

<p>(1) <u>市内に本店がある事業者が主催するもの（オンラインによるものを含む。以下同じ。）であること。</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 補助対象経費は、研究開発マッチングセミナーに要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(5) (略)</p> <p><u>(6) オンライン開催時のシステム等使用料</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>(1) <u>市内の会場で開催されるものであること。</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 補助対象経費は、研究開発マッチングセミナーに要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(6) (略)</p>
--	---

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)